

< 新規受託項目のお知らせ >

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
このたび、新たに下記項目の検査受託を開始することとなりました。
取り急ぎご案内させていただきますので、宜しくご利用の程お願い申し上げます。

敬具

記

《実施日》 2017年 9月1日（金） 受付分より

《新規受託項目》

項目名	百日咳菌核酸検出
項目コード	2720
検体 / 保存方法	後鼻腔ぬぐい液 / 凍結
容器	専用容器
検査方法	LAMP法
基準値	(-)
所要日数	3~5日
検査機関	SRL
検査実施料	360点 ([D023]微生物核酸同定・定量検査「7」百日咳菌核酸検出)
判断料	150点(微生物学的検査判断料)
備考	<ul style="list-style-type: none">・必ず専用容器でご提出下さい。専用容器は予めご依頼下さい。・他項目との重複依頼は避けて下さい。・本検査法はコンタミネーションの影響が大きい為、検体採取にあたっては取扱いに十分ご注意下さい。

※ 検査ご依頼の際は、No.1臨床検査総合依頼書の指示事項欄に「百日咳菌核酸検出」とご記入下さい。

※ 容器、検体採取方法、臨床的意義につきましては裏面をご参照下さい。

《専用容器》

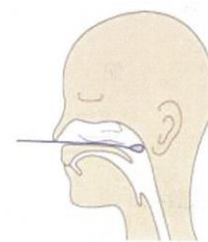
スワブ

滅菌ポリ
スピッツ



《検体採取方法》

- ① 綿球部分に触れないように、スワブの軸部分をつまんで取り出します。
- ② 被験者の頭が動かないようによく押さえ、その後、スワブを後鼻腔に静かに挿入して粘液を採取します。
- ③ 速やかにスワブを滅菌ポリスピッツの中に入れ、スワブの柄にあるスリットを容器の縁にあてて折ります。
- ④ スワブを入れたまま容器のキャップをしっかりと閉め、凍結保存にて提出してください。



《臨床的意義》

百日咳は、百日咳菌の気道感染によって引き起こされる急性呼吸器感染症です。ワクチン接種により予防可能な疾患ですが、年長児やワクチン効果の減弱した成人では非典型的な症状が多く、診断が困難になる場合が少なくありません。

小児呼吸器感染症診療ガイドライン2017で、LAMP法が百日咳の確定診断として掲載されました。本検査は、LAMP法を用いており、迅速かつ特異的に百日咳菌の核酸検出が可能であるため、他の呼吸器疾患との鑑別や百日咳の早期診断に有用とされています。

●参考文献

岡藤 輝夫,他：診療と新薬52(12)：1133～1140,2015.

日本小児感染症学会：小児呼吸器感染症診療ガイドライン2017年版